

高齢者の遺産相続に関する調査研究

—相続経験と子どもへの遺産相続方法—

研究開発室 鈴木 征男

目次

1. 調査研究の背景と目的	5
2. 親からの遺産相続	6
3. 子どもへの遺産相続の方法	12
4. 考察と結論	14

要旨

- ① 家計が保有する金融資産は、1,500兆円を突破したが、この金融資産の多くが高齢者世帯に集中している。このような資産は次世代に相続されていくが、その実態は不明である。そこで、遺産相続の実態を世帯単位ではなく、個人単位で明らかにすることを目的として中高齢者715名を対象としてアンケート調査を実施した。
- ② 親が死亡したときに遺産を相続した人の割合は、父親が亡くなったときには27.7%、母親が亡くなったときには23.2%であった。性別にみると、父親の場合は男性（息子）が、母親の場合は女性（娘）の方が相続した割合は高かった。きょうだいの順位では、一人っ子が相続した割合が最も高かった。長子と次子以降を比較すると父親の遺産の場合はそれほど大きな差はないが、母親の死亡時における長子で相続した人の割合は、次子以降の割合を大きく上回った。
- ③ 相続した人の割合を資産別にみると、居住用不動産では父親の遺産の場合、男性は16.3%、女性は5.0%と圧倒的に男性の割合が高かった。母親の遺産の場合は、性差はそれほどみられなかった。
- ④ 金融資産を相続した人の割合は父親からの場合は、男性が17.0%、女性が19.0%、平均金額は男性が877万円、女性が714万円である。これに対し、母親からの場合、相続した人の割合は男性が13.5%、女性が21.2%、平均金額は男性が531万円、女性が678万円と、いずれも女性が上回っていた。
- ⑤ 個人金融資産の保有額に対する親からの遺産の影響は大きく、男性の場合、父親の遺産額が1万円増えると、保有資産が7,210円、女性の場合は母親の遺産額が1万円増えると、5,920円資産が増えることが分かった。
- ⑥ 資産はほどほどに使い、残った場合は子どもたちにはほぼ均等に配分するという意識が多くを占めていた。

キーワード：相続資産、遺産相続、相続方法

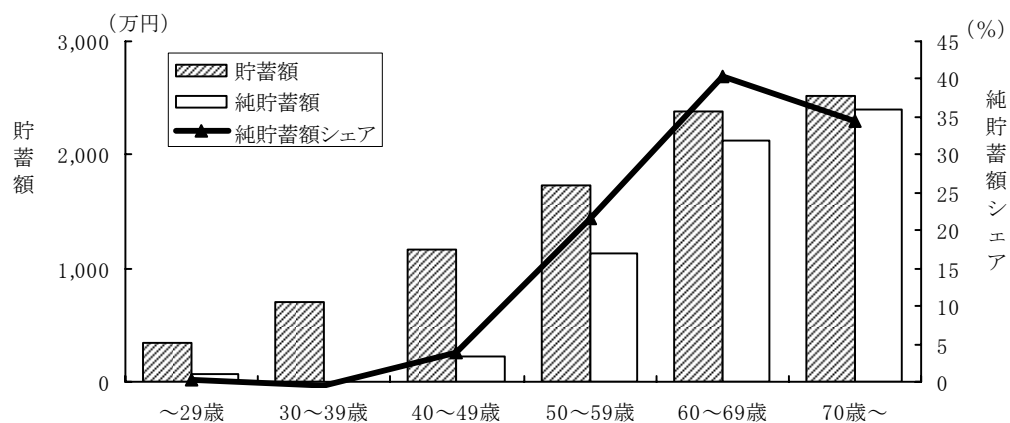
1. 調査研究の背景と目的

(1) 高齢者の資産は大きい

家計が保有する金融資産が、2005年12月末に初めて1,500兆円を突破した。しかし、この金融資産の多くが高齢者に集中している一方、高齢者の消費は活発でないところから、こうした資産がわが国経済全体の中で有効に機能していないことが問題視されている。図表1は年代別の貯蓄額と、貯蓄額から借入金差し引いた純貯蓄額の平均を表したものである。これをみると、平均純貯蓄額は50代以降に大きく増加していく。また、各年代のサンプル構成比にその年代の平均純貯蓄額を掛け合わせ、これを全ての年代で足し合わせた総額を計算した。それに対する各年代層の総額の割合を算出し、年代別の純貯蓄額シェアとした。この年代別の純貯蓄額シェアをみると60代が40.4%を占め、次いで70歳以上が34.5%となり、両者を合わせるとわが国純貯蓄の74.9%とほぼ4分の3が60歳以上の高齢者によって占められている。

こうした資産は生前贈与と遺産相続という形で次世代に移転していく。しかし、このような巨額の資産が次世代に移転していく実態はあまり明らかにされていない。本調査研究は、特に遺産相続という面に焦点を当てて実態を調査することを目的とする。

図表1 貯蓄・純貯蓄の年代別平均保有額・純貯蓄シェア



注：30~39歳は負債額が貯蓄額を上回っているため、純貯蓄額はマイナスとなっている。

資料：総務省「平成16年家計調査（貯蓄編）」より筆者作成

(2) 遺産相続は個人単位で行われる

遺産相続に着目すると、これまでの調査研究のほとんどは、家計に焦点を当て、世帯主の相続を中心に研究がなされてきた（ホリオカほか 2002、松浦ほか 2001など）。しかしながら、相続という行為は、個人が死亡したときに発生するのであって、相続遺産は個人の保有している資産がその対象となる。それと同時に、相続する方も個々

人の相続人が相続を受けるのであって、家計が受けるのではない。その意味では、遺産相続の調査研究はあくまでも個人に焦点を当てなければならない。また、高齢者の資産は、むしろ自分や配偶者の努力で蓄積した部分も大きい、一方で親からの遺産が資産を大きくするのに寄与している（高山ほか 1996）。

(3) 遺産相続の動機には多くの考え方がある

これまでの研究では、人はなぜ資産を残し、子どもに遺産を相続させるかについての考え方はいくつかのモデルが唱えられている。「ライフサイクルモデル」では、人は現役時代に老後のための貯蓄をし、引退時にはその貯蓄を取り崩して生活する。ただし、「寿命の不確実性に備えて、予備的な貯蓄をすることがあり、そのために結果として、意図せざる遺産を残すことがある」（松浦ほか 2001）。さらに、利己的な遺産動機（たとえば老後の面倒をみてもらった見返り）のような「戦略的遺産動機」、または老後の生活費に対する援助の見返りとして遺産を残す「家庭内の暗黙的年金契約」もこのモデルの拡張である（ホリオカほか 2002）。これに対して、自分の利益は考えずに、とにかく遺産を残すという「利他主義」に基づく遺産動機もある。また「王朝モデル」といって、自分の家業を継いでくれる子どもに資産を残すという考え方もある。本調査研究においては、このようなモデルを参考にしながら、その実態を整理・分析していく。

(4) アンケート調査の概要

アンケート調査の概要は以下のとおりである。

調査対象：当研究所の生活調査モニター、50～79歳の男女

調査方法：郵送回収法

調査期間：2005年10月～11月

発送数：768名、有効回収数（率）：715名（93.1%）

回答者の属性：

(単位：人)

	年代別				未既婚別			計
	50代	60代	70代	不明	既婚	死別	離別	
男性	105	116	71	0	236	25	31	292
女性	153	198	68	4	234	108	81	423
計	258	314	139	4	470	133	112	715

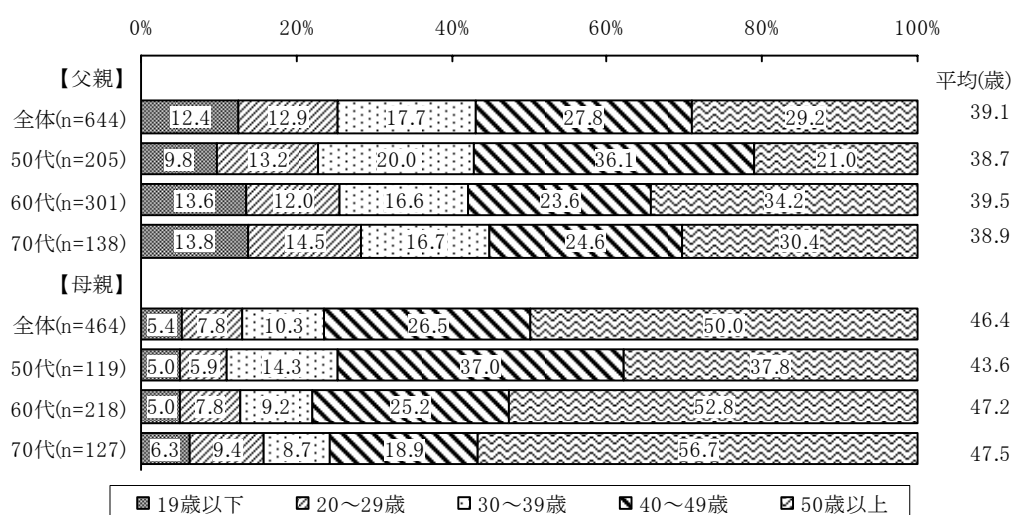
2. 親からの遺産相続

(1) 親の死亡時年齢

はじめに、父親、母親からの遺産の相続状況を調べるために、それぞれの死亡時期

を調査した。まず、今回の対象者のうち、父親の死亡している割合は90.7%、母親の死亡している割合は65.5%であった（図表省略）。父親、母親が死亡した時の、本人の年齢は図表2のとおりである。ここでは、現在の本人の年代別に、死亡時の本人の年齢分布を表している。父親死亡時の場合は、本人年齢50歳以上が29.2%と最も多く、次いで40～49歳の27.8%となっている。平均年齢は39.1歳である。つまり、平均的には本人年齢が40歳くらいで、父親が死亡しているのである。母親の場合は、50歳以上が50.0%と半数であり、死亡時の本人年齢は平均が46.4歳である。したがって、父親が死亡してから7～8年後に母親が死亡していることになる。ただし、若い年代では「生存している」母親も多く、50代では53.9%がまだ存命である（図表省略）。

図表2 親の死亡時の本人年齢(現在の年代別)



注：対象はそれぞれの親が死亡している人。

(2) 親からの遺産相続割合

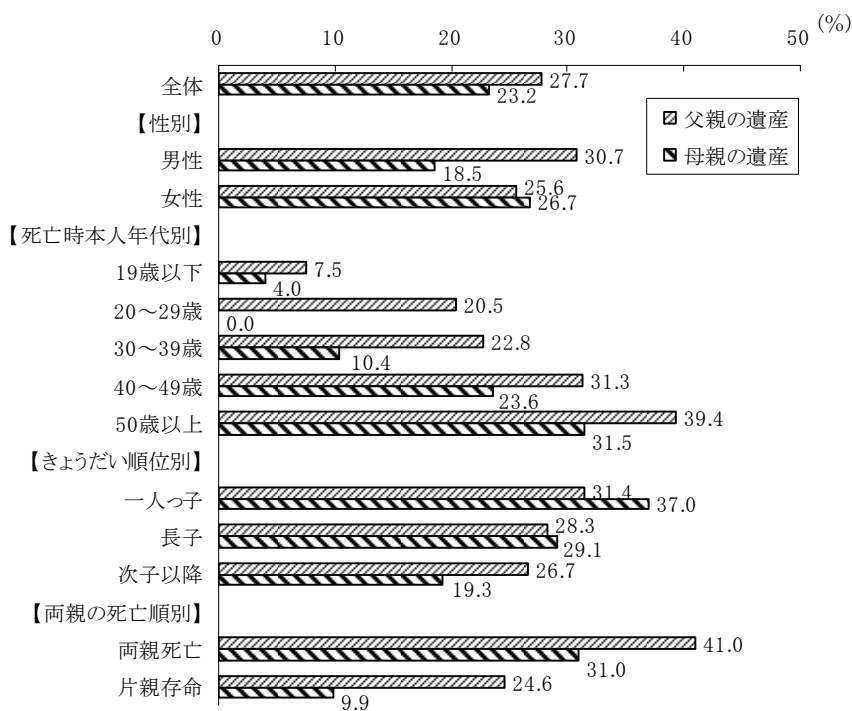
1) 遺産を相続した割合

親が死亡したからといって、すべての遺族が遺産を相続するとは限らない。そこで、親が死亡したときに、親からの遺産を相続した人の割合を調べた。図表3では、父親の死亡時と母親の死亡時に分けてそれぞれ図示している。父親の場合は27.7%、母親の場合は23.2%と、それほど両者に差がみられない。性別にみると、父親の死亡の場合は男性の方が相続した人の割合が高く、30.7%に達しているのに対し、女性は25.6%と低い。母親の場合は男性が18.5%に過ぎないのに対し、女性は26.7%と高かった。父親の場合は男性が、母親の場合は女性の方が相続する割合は高い。親の死亡時の本人の年代別にみると、年代が上るに従って父親の場合も母親の場合も相続した人の割合が高まっている。これは、死亡時の本人年齢が高いということは、それだけ親の遺

産も多くなることその一因と考えられる。また、きょうだいの順位別にみると、父親の場合も母親の場合も、一人っ子、長子、次子以降の順に相続した人の割合が高かった。

親の死亡順が相続した人の割合に影響するのではないかと考え、片方の親が存命のときに相続が発生したときと、片方の親もすでに死亡したときに相続が発生したときに分けて、相続した人の割合をみた。これによると、両方の親が死亡していたときの方が相続した人の割合が明らかに高くなっている。父親が死亡したときに、母親が存命の場合は24.6%しか相続していないのに対し、母親もすでに死亡しているときには41.0%が相続している。要するに、多くの場合、片方が存命の場合、子どもには遺産がいかずに、残された親が相続するパターンが多いように思われる。

図表3 親の遺産を相続した人の割合
(性別、死亡時本人年代別、きょうだい順位別、両親の死亡順別)



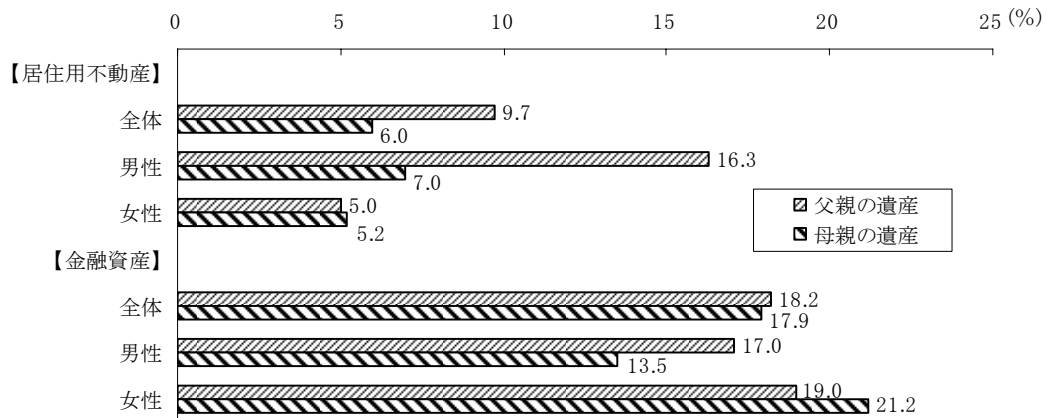
注：図表2に同じ。

2) 相続資産の内容

相続資産には様々なものがあるが、ここでは、居住用不動産と金融資産の2つについて調査した。図表4はその結果を示したものであるが、居住用不動産では、父親の遺産では、男性が16.3%、女性が5.0%と圧倒的に男性の相続した人の割合が高い。これに対して、母親の遺産では、性別の差はそれほど大きくはない。

金融資産では、父親の遺産、母親の遺産ともに女性の方が男性よりも相続した人の割合が高かった。

図表4 親の遺産を相続した人の割合(性・相続資産別)



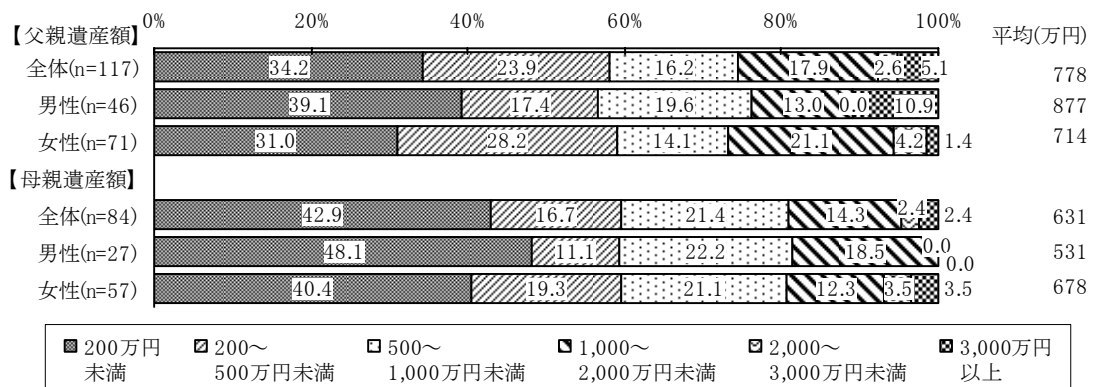
注：図表2に同じ。

(3) 金融資産の相続額

それでは、金融資産を相続した場合、どの程度の金額を相続したのだろうか。図表5は父親の遺産の場合と、母親の遺産の場合に分けて図示している。まず、父親の遺産では、200万円未満とする人が全体では34.2%と3分の1を占める。次いで200～500万円未満で23.9%となっており、この両方で58.1%とほぼ6割近くに達している。平均額は778万円であるが、男性は877万円、女性は714万円と両者には160万円ほどの差がみられる。

一方、母親の遺産額は父親の遺産額より低いですが、男性の平均は531万円に対し、女性は678万円と女性の方が147万円も多くなっていた。母親の金融資産は、女性(娘)の方が、男性(息子)よりも相続した人の割合も高く、金額も大きかった。

図表5 金融資産の相続金額(性・父母別)

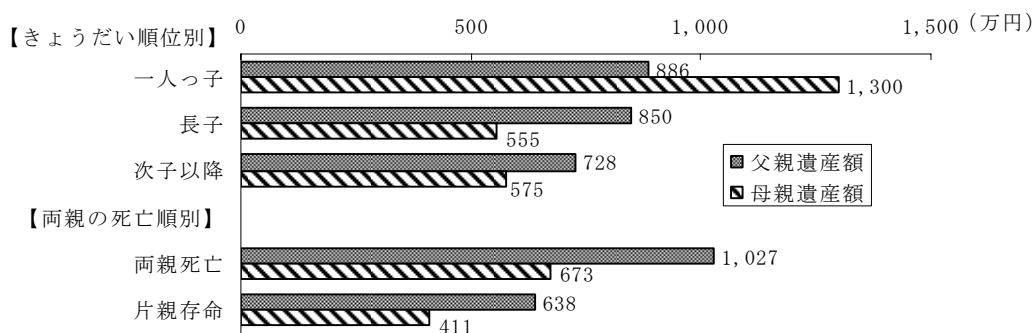


注：対象は金融資産を相続した人。

平均相続金額をきょうだい順位別、両親の死亡順別にみたものが図表6である。まず、きょうだい順位別では、父親の遺産額をみると一人っ子的場合は886万円、長子の場合は850万円となっており、両者にそれほど大きな違いはない。これに対して、次子以降は728万円と長子との間に122万円もの差が生じている。一方、母親の遺産の場合、一人っ子的金額が多いが、長子と次子以降の差はみられない。

両親の死亡順別にみると、父親の遺産額では母親が存命の場合は638万円であるのに対し、母親も死亡している場合は1,027万円と400万円近く多くなっている。母親死亡時にも父親が死亡しているときの方が262万円も多くなっている。

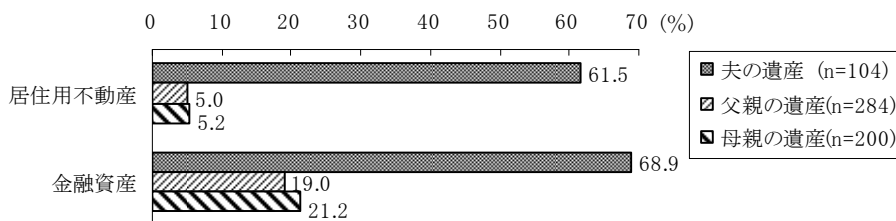
図表6 金融資産の平均相続金額(きょうだい順位別、両親の死亡順別)



注：図表5に同じ。

今回、女性で夫と死別した人を対象に、夫からの遺産をどの程度相続したかを、併せて調査した。夫の死亡時に遺産を相続した女性は実に78.0%と8割近かった(図表省略)。居住用不動産、金融資産を相続した人の割合は図表7に示したとおりである。まず、居住用不動産では夫の死亡時に相続した人の割合が61.5%であり、父親、母親死亡時に相続した人の割合である5%程度と比較して大きな差となっている。また、金融資産に関しても夫からは68.9%と、ほぼ7割が相続している。

図表7 女性における夫、父親、母親の遺産を相続した人の割合

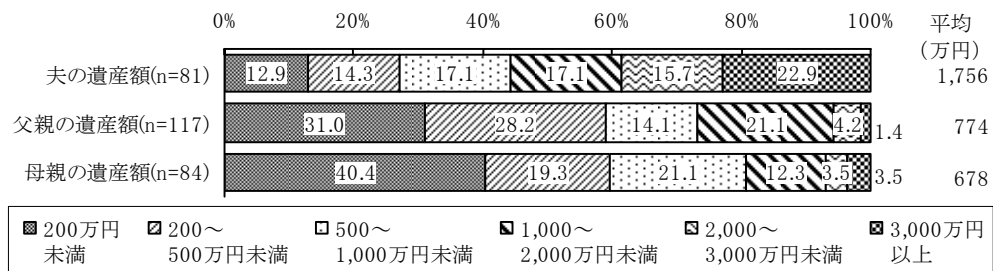


注：対象はすべて女性で、それぞれの被相続人が死亡している人。

それでは、具体的に金融資産として、どの程度の金額を夫から相続したのかを親と

の比較で図示してみた（図表8）。これによると、夫の遺産額の場合、3,000万円以上の割合が22.9%と2割を上回り、その結果平均金額は1,756万円と父親の遺産額をほぼ1,000万円も上回っている。先にみたように、片親存命の場合に子どもの相続遺産額は低くなっていることから、配偶者により多く相続されていくものと考えられる。

図表8 女性における夫、父親、母親からの金融資産の相続額

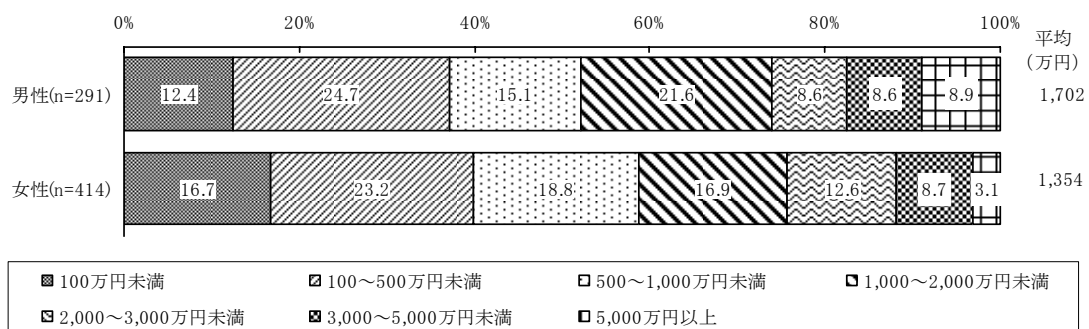


注：対象はすべて女性で、それぞれの被相続人が死亡しており、金融資産を相続した人。

(4) 個人金融資産と遺産効果

個人の金融資産に、相続資産がどの程度影響しているかを、ここでは検討してみたい。図表9は、現在の個人の金融資産残高の調査結果である。これによると、男性の平均は1,702万円、女性の平均は1,354万円となった。

図表9 個人金融資産額(性別)



ここでは、個人金融資産額に及ぼす親からの遺産額の影響を探るために、重回帰分析を行った。方法としては、個人金融資産額を従属変数として、父親、母親、夫（女性のみ）からのそれぞれの遺産額、それに本人の現在の年収、本人年齢を独立変数とした重回帰モデルである。結果は以下の数式となる。

<男性の場合(単位:万円)>

$$\text{金融資産} = 49.918 \times \text{本人年齢} + 1.256 \times \text{本人年収} + 0.769 \times \text{父遺産額} - 2091.56$$

(p<.001) (p<.001) (p<.001)

ここでは、統計的に有意な変数のみを表示している。男性の場合、まず年齢効果として、年齢が1歳上がるごとに49万9,180円資産が増加する。これに加えて本人の年収が1万円増加すると1万2,560円、父親からの遺産が1万円増加すると7,690円資産が増加することを意味している。女性の場合も同じように、以下の数式で表される。

＜女性の場合(単位:万円)＞

$$\text{金融資産} = 24.181 \times \text{本人年齢} + 1.269 \times \text{本人年収} + 0.685 \times \text{母遺産額} + 0.571 \times \text{夫遺産額} - 592.80$$

(p<.05) (p<.01) (p<.001) (p<.001)

これらの数式では、各変数の重回帰係数が有意水準をpで示しているが、男女とも本人年齢、本人年収への効果が認められる。これに加えて、男性の場合は「父遺産額」、女性の場合は「母遺産額」と「夫遺産額」の金融資産に与える影響力が強いことが示された。

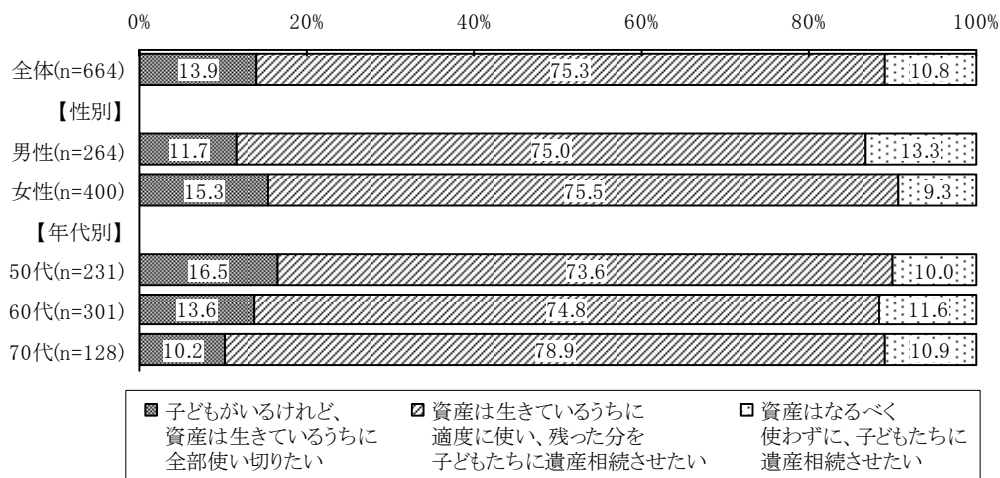
このように個人金融資産は、親や配偶者からの遺産が大きく影響することを示したが、蓄積してきた金融資産を、今度は自分たちの子どもにどのように相続させるかについて検討していく。

3. 子どもへの遺産相続の方法

(1) 子どもへの資産の残し方

子どもへ資産をどの程度残すかを調査したが、結果としては図表10に示したように、大半は「資産は生きているうちに適度に使い、残った分を子どもたちに遺産相続させたい」という回答であり、全体では75.3%と4分の3に達する。性別に比較すると、

図表10 資産の残し方(性別、年代別)



注：対象は子どもがいる人。

男性では「資産はなるべく使わずに、子どもたちに遺産相続させたい」が多く、女性では、反対に「子どもがいるけれど、資産は生きていうちに全部使い切りたい」が多かった。ただし、差はほとんどみられない。また、年代別にみると、若い年代層で「資産は生きていうちに全部使い切りたい」が多い点が目につく。

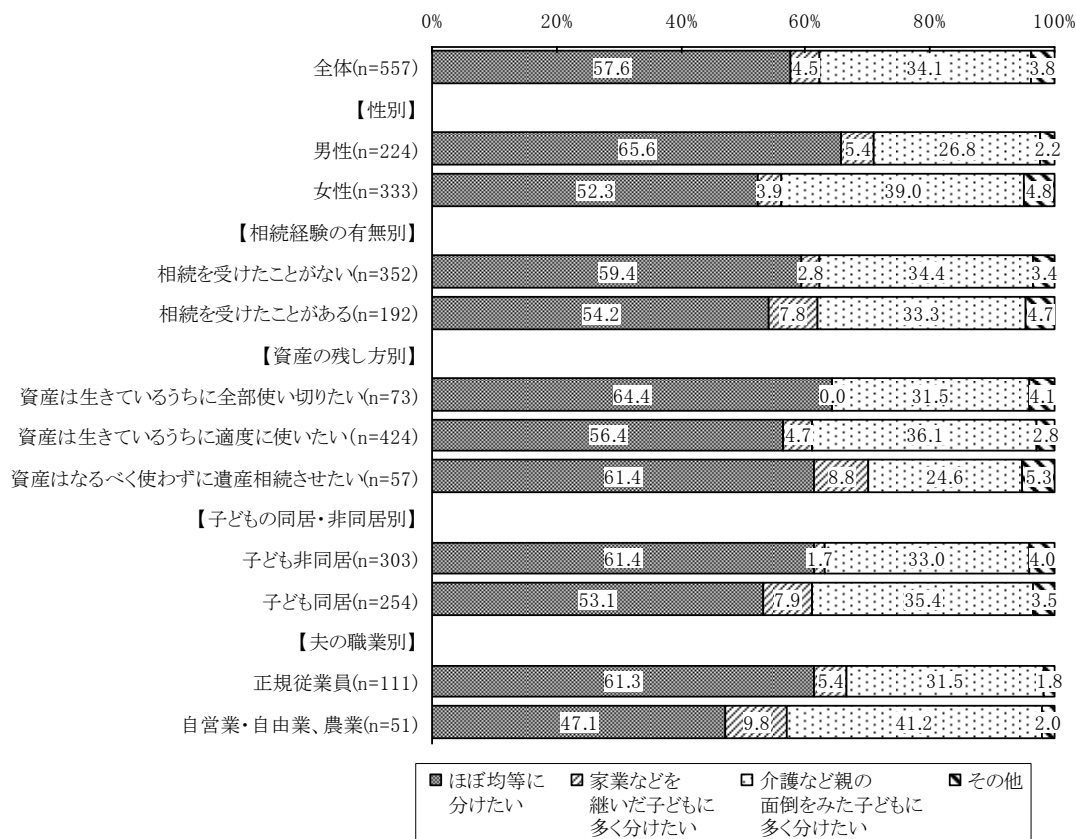
(2)資産の配分方法

次に、資産が残った場合に、子どもにどのように配分したいかという点について調査を行った。ここでは、複数の子どもの持つ人を対象としている。図表11によると、全体では「ほぼ均等に分けてたい」が57.6%と過半数を占めている。一応、民法上の規定通りということである。これに対して「介護など親の面倒をみた子どもに多く」とする人は34.1%と3分の1強である。また、少数ではあるが「家業などを継いだ子どもに多く」も4.5%程度はいる。これを性別にみると、男性は「ほぼ均等に分けてたい」が65.6%と多く、反対に女性の場合は「介護など親の面倒をみた子どもに多く」が39.0%と相対的には多くなっている。また、「家業などを継いだ子どもに多く」では、わずかではあるが、男性の方が多かった。

親からの相続経験の有無について分析すると、相続を受けたことがある人と、ない人の間にはほとんど差がみられない。相続を受けたことがある人で、「家業などを継いだ子どもに多く」の割合がやや高い程度である。

次いで資産の残し方別にみてみよう。ここで興味深いのは「資産は生きていうちに全部使い切りたい」と考える人と、「資産はなるべく使わずに遺産相続させたい」の両極の考え方である。前者の場合「ほぼ均等に分けてたい」が相対的に多い。これに対して、後者の場合は「家業などを継いだ子どもに多く」が8.8%で、相対的には最も多く、反対に「介護など親の面倒をみた子どもに多く」が24.6%と、最も少なかった。どちらかという、遺産を、家業などを継いだ子どもに多く残すために、資産はなるべく使わずに、残したいと考えるのであろう。いわゆる王朝モデルに合致する考え方ではないかと思われる。この考え方を補強するのが、夫の職業別にみた数値である。ここでは、夫の職業で自営業・自由業と正規従業員だけを取り出して図示した。夫が自営業・自由業の場合、「家業などを継いだ子どもに多く」の割合がさらに大きくなり、9.8%と約1割にも達するのである。同時に「介護など親の面倒をみた子どもに多く」の割合も41.2%と最も大きく、王朝モデルと戦略的遺産動機モデルに最も合致した考え方を示している。これに対して、夫が正規従業員の場合は「ほぼ均等に分けてたい」が61.3%と最も多く、非常に淡泊な相続意識を持っているようである。なお、子どもが未婚であれ、既婚であれ、子どもが同居している場合の配分方法については、「ほぼ均等に分けてたい」が53.1%と子ども非同居（61.4%）と比べてかなり少なかった。多少、戦略的に子どもの間で差をつけた相続を考えていることがうかがわれる。

図表11 資産の配分方法
(性別、相続経験の有無別、資産の残し方別、子どもの同居・非同居別、夫の職業別)



注：対象は2人以上の子どもがいる人。

4. 考察と結論

(1) 親からの遺産相続

1) 親からの遺産相続割合は必ずしも大きくはない

親が死亡したときの遺産をどの程度相続したかという視点からみると、父親死亡時、母親死亡時とも、なんらかの相続を受けたものの割合は2割強と必ずしも多くはなかった。この割合を説明する要因としては、親が何歳の時に死亡したかという時期の効果と、そのときにもう一人の親が存命していたか、という点が大きな効果をもたらしていた。ここでは、きょうだい順位や性別はあまり説明力を持たなかった。

2) 父親の遺産と母親の遺産の相続割合が異なる

父親が死亡したときに、居住用不動産を相続した人の割合は男性（息子）が女性（娘）を大きく上回っていたが、金融資産では、母親の資産で女性（娘）の方が、相続した人の割合でも相続金額でも男性（息子）を大きく上回っていた。母親に対しては、娘

の方が老後の面倒をみたりケアする機会が多いことから、その見返りとして相続した人の割合が高まっているのかもしれない。

3) 個人金融資産の説明力として遺産が大きなウェイトを占める

個人の金融資産の大きさを説明する要因として、親からの遺産が大きかった。男性の場合は、父親からの遺産額が、女性の場合は母親からの遺産額が統計的に有意であった。女性の場合は、これに加えて死別した夫からの遺産も説明力が高く、結婚状況も金融資産に大きな影響を与えていた。

4) 中高年女性の金融資産も極めて大きい

相続した遺産の効果もあって、今回の調査結果から中高年女性の金融資産の個人保有額が極めて大きいことが分かった。夫婦であっても、それぞれが個人の金融資産を保有している姿が出てきており、さらに子どもへの遺産の相続方法も、夫、妻それぞれが自分の資産の配分方法を考えていた。遺産相続に関しては、これまで家計の資産の相続を分析対象としてきたが、相続はあくまでも個人の資産を相続するものであるから、今後の研究においては、家計よりも個人に焦点を当てた研究が必要とされよう。

(2) 子どもへの遺産相続・贈与モデル

子どもへの資産の残し方に関しては大きくはライフサイクルモデルをはじめとして、利他主義モデル、王朝モデルなどが提唱されているが、遺産動機には本来2つの軸が考えられる。一つは資産を子どものために残そうとするのか、あるいは自分で使ってしまうかという軸、もう一つは残った場合の資産の配分を特定の子どもの多く(全部)配分するのか、あるいは均等に配分するのかという軸である。今回の調査結果では、前者の視点では「資産は生きているうちに適度に使う」という態度が75.3%を占め、後者の軸では「均等に分けたい」が57.6%、「介護など親の面倒をみた子どもに多く分けたい」が34.1%と分かれた。これまでのモデルは、この両者の軸を完全に充たしているとはいえず、今後より統合的な遺産相続モデルの構築が望まれる。

(研究開発室 主席研究員)

【参考文献】

- ・高山憲之・チャールズ - ユウジ - ホリオカ・太田清編著, 1996, 『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』日本評論社: 134-167.
- ・橘木俊詔, 1998, 『日本の経済格差』岩波新書: 142-150.
- ・チャールズ - ユウジ - ホリオカ・山下耕治・西川雅史ほか, 2002, 「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」『郵政研究所月報(2002年4月)』: 4-31.
- ・松浦克己・滋野由紀子, 2001, 「遺産動機はどのように形成されるかー利他的遺産動機, 戦略的遺産動機, 遺産動機なしの比較」『季刊家計経済研究』49: 76-84.